

9 作成の経緯

(1) 経緯

県内の自然生態系の保全や野生動植物等の保護対策等、自然環境に配慮した公共事業等の推進を図るため、県内外の先進事例や参考文献を収集し、環境との調和に関する基本的な考え方や留意事項等を取りまとめ、これを広く一般に公表し、自然の生態系に配慮した事業や取り組みを行う際の、検討資料の一つとしての活用を促し、積極的な自然環境の保全や自然との共生等環境との調和の取り組みを推進するため、平成15年3月に各分野の学識経験者や環境保全活動に取り組まれている一般県民と環境創造センター所長、環境局長を加えた検討会を設置すると共に、公共事業を執行している関係部局の協力を得て検討し、この成果を「環境にやさしい愛媛づくりを目指して」として取りまとめを行いました。

また、製本した出版物では、配布部数や配布先が限定され、環境保全の重要性についての普及啓発に十分な効果が得られないことや、環境保全の最新の情報の入手も困難であることから、誰もが何時でも手軽に情報を入手することができる最も効果的な手段となっている、ホームページ掲載による普及啓発活動を予定し、今回「えひめ環境保全ナビゲーション」として編集を行い、内容を平成17年6月に公表しました。

さらに、掲載しています環境配慮事例や工法、文献等の参考資料は、わかりやすく、利用しやすいものに適宜フォローアップを行っていくこととしております。

(2) 検討会委員

自然と人との共生を目指す検討会委員名簿

区分	専門分野	氏名	役職	
学識経験者	自然環境 地学・地質学	鹿島 愛彦	愛媛県自然保護協会会長 愛媛大学名誉教授	
	水工学・河川工学	鈴木 幸一	愛媛大学工学部長	
	森林資源学 森林生態学	末田 達彦	愛媛大学農学部教授	
	農村計画学 地域環境整備学	櫻井 雄二	愛媛大学農学部教授	
	沿岸海洋学 海洋物理学	武岡 英隆	愛媛大学沿岸環境科学研究センター長	
	動物生態学 魚類社会学	柳澤 康信	愛媛大学理学部長	
	生物学・環境論 動物全般	石川 和男	松山東雲女子大学教授	
	植物社会学 植物分類	松井 宏光	松山東雲短期大学教授	
	地域社会学・ 社会福祉学	中西 典子	愛媛大学教育学部助教授	
	環境全般	立川 涼	愛媛県環境創造センター所長	会長
	一般	水環境・ 水辺の生態系保全	武井 糸	水をきれいにする会代表[NPO]
環境教育(ゴミ減量・リサイクル ・省エネ・省エネルギー)・市民活動		渡部 優子	コープえひめ消費生活研究グループ所属	
環境教育・自然観察・森林保護 ・市民活動・環境問題		斉藤 智子	エコトークプランニング代表	
農業・環境		渡部 澄子	J A えひめ女性組織協議会顧問	
行政	環境行政	佐藤 能理夫	愛媛県県民環境部環境局長	
	15名			

この手引書の策定にあたり、貴重な御意見、御提言をいただきました、検討会委員の皆様方に対しまして、心からお礼を申し上げます。

(3) 作成目的と基本方針について

(ア) 現況と課題

地域の環境との調和に配慮した基盤整備を進めるにあたっては、計画の構想段階から生態系への影響等地域の環境特性を十分把握したうえで、自然のしくみを理解し、自然との交流を促進し、自然を分かち合う視点から、自然にやさしい工事手法、復元手法等自然環境に十分に配慮した積極的な取り組みが求められています。

また、近年、県内においても自然環境に配慮した公共工事等が実施されており、こうした技術や工法、考え方を普及啓発することが重要となっていますが、各部(各課)がそれぞれの所管の施設を整備・管理する立場の視点からの取り組みに止まっている側面があります。

(イ) 作成の目的と基本方針

自然環境に配慮した公共事業等の推進を図るため、関係部局の協力を得て、県内外で採用している先進事例や参考文献を集大成し、情報の一元化や共有を図り、情報交換の場の提供や共通認識の形成、環境意識の醸成を図るための事例等を取りまとめました。

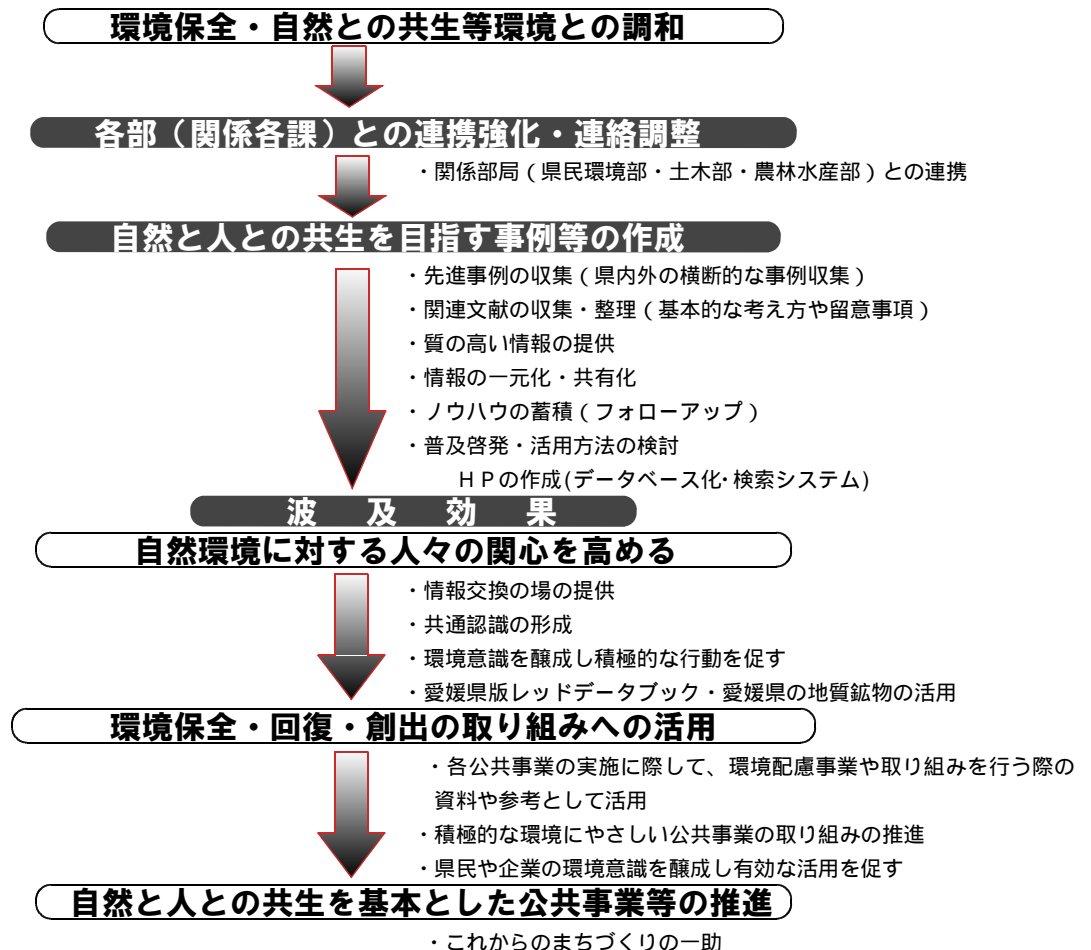
成果は、広く一般に公表し、各公共事業等の実施に際して、自然の生態系に配慮した事業や取り組みを行う際の、検討資料の一つとしての活用を促し、積極的な自然環境の保全や自然との共生等環境との調和の取り組みを推進しています。

(ウ) 活用方針

作成にあたっては、最新の工法や文献を集大成して、環境との調和に関する基本的な考え方や留意事項等を取りまとめ、電子化してホームページを作成し広く一般への情報提供や普及啓発を行います。

また、関係部局の協力を得て連絡調整会を設け、県内外の先進事例や参考文献のフォローアップを適宜行うとともに、検索システムの構築等を検討し、継続使用可能なものを目指します。

自然と人との共生を図る取り組み



(4) その他検討委員会での意見

はじめに

愛媛県では、健康で恵み豊かな環境を保全するとともに、よりよい環境を将来の世代に引き継ぎ、県民、事業者、行政が一体となって創造していくため、平成7年5月に「えひめ環境保全指針」を策定するとともに、平成8年3月には「愛媛県環境基本条例」を制定し、環境保全についての基本理念を定め、県や市町、事業者、県民の環境保全に係る責務を明らかにし、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

しかしながら、この計画については、これらの考え方を具体的な行動として社会に展開していく方策を実効性ある形で提示できなかったこと、あるいは、進捗状況を点検して評価しうる手段が十分でなかったことが指摘されています。

また、国においては平成12年12月に「環境基本計画」が改定され、平成14年3月には自然と共生する社会の実現のためのトータルプランとして「新・生物多様性国家戦略」が策定され、さらに、平成15年1月には自然再生を総合的に推進し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図る「自然再生法」が制定される等、新たな法整備が進み環境施策をめぐる状況は大きく変化しています。

環境への配慮を更に徹底するとともに、県民、企業・団体とのパートナーシップによる県民総ぐるみの環境にやさしい社会づくりに取り組むには、環境基本条例の改定も含めた「環境保全指針」の改定や「地域づくり環境配慮指針」等の作成が求められています。

環境保全指針の改定について

(ア) 指針改定に当たっての基本的な考え方

指針の改定に当たっては、現行計画の進行状況や環境の現状に関する評価を踏まえながら、県民・事業者・行政の役割や行動を再確認し、それぞれの取り組みの促進を図るとともに、環境保全・創造に関する施策の見直しや実効性の確保について検討を行うことが求められています。

また、環境保全に寄与する新たな技術開発の成果を積極的に取り込むとともに、環境問題を取り巻く状況の変化や経済社会構造の変化に適切に対応しながら、より愛媛らしい、愛媛ならではの計画に見直すことが必要です。

県は、持続可能な社会の構築の基礎である地域の環境保全に関して主要な推進者としての役割を担うとともに、地域の取り組みの調整者としての役割を担っています。

地域の自然的社会的条件に応じて、地域における取り組みの目標や方向性等の提示、各種制度の設定や社会資本整備等の基盤づくり、各主体の行動の促進等、県民・事業者・民間団体や関係行政機関と協力、連携し、地域における環境保全施策を総合的に展開する必要があります。

また、自らの行動に関しては、事業者・消費者としての活動について環境保全に資する行動を率先して実行するとともに、それ以外の活動についても、環境配慮を幅広く積極的に織り込んでいくことが重要です。

(イ) 実効性の確保

計画の実効性の確保を図るため、重点的かつ緊急的に取り組むべき課題の解決に向けた戦略的施策プログラム、環境指標による点検や評価手法の導入、経済社会活動のあらゆる局面で環境への負荷を減らしていく環境マネジメントの考え方に基づく計画推進のための仕組みを強化する必要があります。

また、県民・事業者・活動団体等と行政の参加・協働による改定を進め、計画内容の記述をできるだけ平易で分かりやすいものとし、より共有できる計画を目指すことが重要です。

環境保全指針は県民・事業者・行政が協働で取り組む計画であることから、改定作業における県民・事業者・活動団体等の参加と協働を確保するとともに、パブリック・コメント等の手法により意見を十分に取り入れる必要があります。

ガイドラインの提示

地域づくりへの環境配慮の取り組みを関係者が共通の理解を持って行うため、環境配慮の織り込みの考え方や、目指す方向を示したガイドラインの提示が必要です。

この作成に当たっては、地域固有の事情に即した検討を行い、「地域づくり環境配慮指針」のような形で取りまとめ、関係者の取り組みの基礎としていくことが必要です。

また、県の環境特性、気候風土、地域の特性等を踏まえた、先駆的で積極的な環境先進県の実現に取り組む姿勢を示し、いつまでに何をすべきかといった方向性や、独自の基準に基づいた目標の設定に努める必要があります。

さらに、地域の関係者の共通理解の基盤とするため、県は、地域の環境情報の結節点としての役割を果たし、環境情報の共有化を推進していくことが期待されています。

(ア) ガイドラインの基本的な事項

ガイドラインの提示に当たっては、下記に留意する必要があります。

- ・地域の持続可能性の観点から経済、社会、文化等の要素を総合的にとらえる
- ・共通認識の下に環境配慮のための必要な取り組みを行いうるよう配慮する
- ・地域における多様な生物の生育・生息環境の保全等生態系の保全をより推進する
- ・環境計画等の進行管理や取り組みの評価を行う環境指標の評価手法を開発する
- ・環境影響評価法や条例に基づく環境影響評価の適切な活用を図る
- ・地域における戦略的環境アセスメントの取り組みを推進する
- ・環境教育・環境学習の場や機会の拡大、人材の育成等を推進する
- ・自主的な環境管理の促進(環境管理システムの普及)
- ・周辺地方公共団体や国とも連携・協力し、流域を考慮した水環境の保全等広域的な視点からの取り組みを推進する
- ・環境保全活動の評価及び情報の開示や提供の促進を図る
- ・民間団体の環境保全に関する多様な活動を支援する
- ・環境に配慮した維持管理システムの検討
- ・地域づくりに活用しうる環境情報をわかりやすく整理して積極的に提供する
- ・環境情報システムの整備に当たっては、情報の発信のみならず受信機能の充実が重要
- ・インターネットの活用等による県民ニーズに対応した即時性の高い情報提供

(イ) 社会資本の整備に当たっての留意点

社会資本の整備に当たっては、環境影響評価等を適切に実施するとともに、生態系の重視や太陽光の利用等、環境保全に配慮した事業を進める必要があります。

- ・設計段階からの環境への負荷を低減するための配慮
- ・環境への負荷の少ない生態系に配慮した建設
- ・環境保全に配慮した工事の実施
- ・環境への負荷の少ない新技術の開発・原材料の使用
- ・資源採取や生産段階での環境への負荷の低減のための工夫
- ・消費段階での環境への負荷の少ない製品等の選択
- ・廃棄物の適正処理やリサイクルの推進
- ・資源、エネルギー利用の効率化による環境への負荷の低減
- ・農林水産業における環境の適切な維持管理
- ・土木建築事業における環境保全に配慮した事業の実施
- ・森林の適正整備、環境の維持管理
- ・環境保全型農業の推進、農地周辺の生態系保全
- ・水産資源の維持管理・干潟、藻場の造成をはじめとする漁業保全
- ・民間活動とも連携した里地里山の管理
- ・長期的・継続的なモニタリングや事後評価システムの検討